

諮問庁：検事総長

諮問日：令和2年10月20日（令和2年（行情）諮問第525号）

答申日：令和3年8月5日（令和3年度（行情）答申第207号）

事件名：特定検察官が辞職した結果，業務の継続的遂行に生じる障害について  
分析した文書等の不開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる請求文書1につき，これを保有していないとして不開示とし，別紙の2に掲げる文書7（以下「本件対象文書」という。）につき，その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定については，請求文書1を保有していないとして不開示としたこと及び本件対象文書の存否を明らかにしないで開示請求を拒否したことは，結論において妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し，令和2年7月22日付け最高検企第218号により検事総長（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）を取り消すとの決定を求める。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は，審査請求書及び意見書によると，おおむね以下のとおりである。なお，添付資料は省略する。

##### （1）審査請求書

###### ア 本件開示請求文書①（請求文書1を指す。）について

特定検察官は，国家公務員法81条の3第1項に基づき勤務延長されていたところ，特定年月日A，〇〇という趣旨の記事が特定報道手段に掲載されたことを受けて，特定年月日Bに辞職を表明し，特定年月日Cの閣議で辞職を承認されたという経緯からすれば，請求文書1は存在するといえる。

###### イ 本件開示請求文書②（本件対象文書を指す。）について

法務省の場合，本件対象文書と同趣旨の文書の保有状況については，刑事事件の捜査等に関して作成又は取得されたものも含めてすべて開示されている（資料1）。

そのため，本件対象文書のうち，刑事事件の捜査等に関する文書の存否が明らかになっただけで，法5条4号に該当するとまではいえ

ない。

## (2) 意見書

特定年月日Dの特定役職の臨時記者会見によれば、特定検察官は、同日付で不起訴処分を受けたことが分かる（資料2）ところ、不起訴処分となった事件に関連して作成又は取得した文書の不開示情報は、捜査中の事件に関連して作成又は取得した文書の不開示情報と比べて当然に狭くなるといえる。

また、厚労省元局長無罪事件といった冤罪事件の場合、どのような捜査等が行われたかについて法務省HP又は検察庁HPで公表されているところ、それによって何らかの支障が生じているわけでもないから、現在でも公表され続けているところである（資料3）。

さらに、資料1によれば、法務省としては、刑事事件の捜査等に関して作成又は取得された行政文書を保有していないことを開示したといえる。

そのため、本件対象文書のうち、刑事事件に関連して作成又は取得した文書一切の存否までが不開示情報であるとはいえない。

## 第3 諮問庁の説明の要旨

### 1 開示請求の内容及び処分庁の決定

#### (1) 開示請求の内容

本件開示請求は、別紙の1に掲げる請求文書1及び請求文書2（以下、併せて「本件請求文書」という。）を対象としたものである。

#### (2) 処分庁の決定

本件開示請求に対し、処分庁は、請求文書1については、開示請求に係る行政文書を作成又は取得しておらず、保有していないことを理由に不開示決定を、請求文書2については、対象文書として特定した6つの行政文書の全部開示決定をしたほか、本件対象文書については、開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、犯罪の捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報（法5条4号）を開示することとなる（法8条）ことを理由に不開示決定を行った

### 2 諮問の要旨

審査請求人は、上記第2の2（1）のとおり主張し、原処分を取り消すとの決定を求めているところ、諮問庁においては、原処分を維持することが妥当であると認めたので、以下のとおり理由を述べる。

### 3 諮問庁の判断及び理由

#### (1) 請求文書1について

当時の特定検察官が、不適切な行為を特定報道手段に掲載されたことを発端に辞職した結果、東京高等検察庁（以下「東京高検」という。）

の業務の継続的遂行に生じる障害について、処分庁が予想し、又は分析した事実はない。

審査請求人は「特定検察官が、特定年月日A、不適切な行為を特定報道手段に掲載されたことを受けて、特定年月日Bに辞職を表明し、特定年月日Cの閣議で辞職を承認されたという経緯」から「請求文書1は存在するといえる。」旨主張するが、処分庁において、特定検察官が辞職した結果、東京高検の業務の継続的遂行に生じる障害に関する予想又は分析がそもそも行われていないのであるから、当該予想又は分析した結果を記録した行政文書は存在しないものと認められる。

なお、処分庁において、審査請求を受けて、請求文書1に該当する行政文書の再探索を行ったものの、該当する行政文書の存在を確認することはできなかった。

## (2) 本件対象文書について

審査請求人は、特定検察官の〇〇に関して処分庁が作成し、又は取得した文書というように、特定人の特定事項に関する多岐にわたる行政文書の開示を求めているところ、一般的に〇〇という行為は、刑法〇〇に該当し得ることから、特定検察官の行為に対し、第三者が告発することが考えられ、現に、特定検察官の〇〇について告発がなされた旨の報道が複数なされているものである。

第三者から検察庁に告発がなされた場合、一般的には、その提出書類について受付簿で受け付けた上、刑事訴訟法（以下「刑訴法」という。）等に基づき、検察官において所要の捜査を遂げた上、当該告発を適正に処理するものであり、告発手続に際しては、告発事件の処理に関する「訴訟に関する書類」（刑訴法53条の2第1項により法の適用除外とされるもの。）に該当する文書のほか、上記受付簿のような「訴訟に関する書類」に該当しない文書も作成される。

処分庁において、特定検察官の〇〇に係る刑事事件の捜査等に関する文書について、その内容を不開示にするとしても、そのような文書が存在しているか否かを答えるだけで、処分庁における捜査の進捗状況や公判準備の進捗状況等を推知し得ることから、捜査の進捗状況等を察知した事件関係者等が逃亡や罪証隠滅等を行うおそれが生じ、さらには、特定検察官の当該行為については報道等で大々的に報じられていることも踏まえると、当該捜査の進捗状況等に興味を持つ第三者から、不当な干渉等を受けるおそれが生じることも考えられるため、犯罪の捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められ、法5条4号の不開示情報に該当することは明らかである。

また、特定検察官の〇〇に係る刑事事件の捜査等に関する文書が存在

しない場合、その旨を答えると、その時点で当該文書の作成を伴う捜査活動及び公判活動等をしていないことを推測させるほか、開示請求を繰り返すことにより、捜査の進捗状況や公判準備の進捗状況等を推知し得ることから、当該状況等を察知した事件関係者等が逃亡や罪証隠滅などを行うおそれがあり、犯罪の捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められ、法5条4号の不開示情報に該当すると認められる。

さらに、当該事件が既に終結済みの事件であったとしても、捜査の内容及びその手法等は公にされるものではなく、開示請求に対して、どのような文書が存在しているか否かを答えるだけで、当該事件についてどのような捜査等が行われていたかを推知させ、同種の犯罪行為を企図している者や当該事件の共犯者等において、犯罪行為を潜在化、巧妙化させるなど捜査活動等に対する対抗措置を講じる機会を与えることとなり、犯罪の捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれが認められるので、法5条4号の不開示情報に該当するとの判断を左右するものではない。

したがって、特定検察官の〇〇に係る刑事事件の捜査等に関する文書が存在しているか否かを答えるだけで法5条4号の不開示情報を開示することとなるため、法8条の規定により、その存否を明らかにしないで本件開示請求を拒否することが相当である。

なお、審査請求人は「法務省の場合、本件対象文書と同趣旨の文書の保有状況については、刑事事件の捜査等に関して作成又は取得されたものも含めてすべて開示されている（資料1）。そのため、本件対象文書のうち、刑事事件の捜査等に関する文書の存否が明らかになっただけで、法5条4号に該当するとまではいえない。」旨主張するが、資料1とされている特定年月日E付け法務省大臣官房秘書課公文書監理室情報公開係作成の「行政文書開示請求について（求補正）」を確認したところ、「②特定検察官の〇〇に関して法務省が作成し、又は取得した文書」に該当するものとして法務省では9つの行政文書を保有している旨記載されているが、各文書の内容は定かではないものの、いずれも、特定検察官の〇〇行為に関する調査に関する行政文書又は特定検察官の職責に関する行政文書と思料され、これらは刑事事件の捜査等に関して作成又は取得された行政文書とは認められないため、審査請求人の主張は当たらない。

#### 4 結論

以上のとおり、請求文書1について、作成又は取得しておらず、保有していないため不開示とし、本件対象文書について、刑事事件の捜査等に関する文書については存在しているか否かを答えるだけで、犯罪の捜査、公

訴の維持，刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報（法5条4号）を開示することとなる（法8条）ことを理由に不開示とした原処分は，妥当である。

#### 第4 調査審議の経過

当審査会は，本件諮問事件について，以下のとおり，調査審議を行った。

- ① 令和2年10月20日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年11月11日 審査請求人から意見書及び資料を收受
- ④ 令和3年6月25日 審議
- ⑤ 同年7月30日 審議

#### 第5 審査会の判断の理由

##### 1 本件開示請求について

本件開示請求は，本件請求文書（請求文書1及び請求文書2）の開示を求めるものであるところ，処分庁は，請求文書1につき，これを保有していないとして不開示とし，請求文書2につき，文書1ないし文書7を特定し，文書1ないし文書6を開示し，本件対象文書（文書7）の存否を答えるだけで，法5条4号の不開示情報を開示することとなるとして法8条の規定により不開示とする原処分を行った。

これに対し，審査請求人は，請求文書1につき，行政文書は存在するといえとし，本件対象文書につき，刑事事件の捜査等に関する文書の存否が明らかになっただけで，法5条4号に該当するとまではいえないとして，請求文書1及び本件対象文書に該当する文書の開示を求めているところ，諮問庁は，請求文書1につき，これを保有していないとして不開示とし，本件対象文書につき，告発手続に際しては，告発事件の処理に関する「訴訟に関する書類」（刑訴法53条の2第1項により法の適用除外とされるもの。）に該当する文書のほか，受付簿のような「訴訟に関する書類」に該当しない文書も作成されると説明し，法8条の規定により，その存否を明らかにしないで本件開示請求を拒否した原処分は妥当であるとしていることから，以下，請求文書1に該当する文書の保有の有無及び本件対象文書の存否応答拒否の妥当性について検討する。

##### 2 請求文書1に該当する文書の保有の有無について

(1) 諮問庁の説明は，上記第3の3(1)のとおりである。

(2) 審査請求人は，審査請求書（上記第2の2(1)ア）において，特定検察官は，国家公務員法81条の3第1項に基づき勤務延長されていたところ，特定年月日A，〇〇という趣旨の記事が特定報道手段に掲載されたことを受けて，特定年月日Bに辞職を表明し，特定年月日Cの閣議で辞職を承認されたという経緯からすれば，請求文書1は存在するといえる旨主張する。

### (3) 検討

ア 上記(1)及び(2)について、当審査会事務局職員をして諮問庁に更に確認させたところ、諮問庁は、おおむね次のとおり補足して説明する。

特定検察官が辞職した結果、東京高検の業務の継続的遂行に生じる障害について、最高検察庁において分析していないのは、検察官の任免については、法務省本省が所掌しており、それに関する情報の収集や分析は、必要に応じて法務省本省が行っているためであり、最高検察庁においては、上記障害について事実関係の調査を行っていない。

イ 上記アの諮問庁の説明に、特段不自然、不合理な点があるとまではいえず、処分庁において、東京高検の業務の継続的遂行に生じる障害に関する予想又は分析がそもそも行われていないのであるから、当該予想又は分析した結果を記録した行政文書は存在しないものと認められる旨の上記第3の3(1)の諮問庁の説明は、否定することまではできない。

ウ 請求文書1の探索の範囲等について、当審査会事務局職員をして更に諮問庁に確認させたところ、諮問庁は、次のとおり、補足して説明する。

本件審査請求を受けて、念のため、再度、請求文書1に該当する文書の探索を行った。その範囲等は、行政文書ファイルが保存されている執務室内及び書庫並びにサーバ上に保存された共用フォルダ内の情報であり、請求文書1の存在を確認することはできなかった。

エ 上記ウの探索の範囲等について、特段の問題があるとは認められない。

オ そうすると、最高検察庁において、請求文書1に該当する文書を保有しているとは認められない。

### 3 本件対象文書の存否応答拒否の妥当性について

#### (1) 訴訟に関する書類の適用除外について

ア 諮問庁は、上記第3の3(2)において、告発事件の処理に関する「訴訟に関する書類」(刑訴法53条の2第1項により法の適用除外とされるもの。)に該当する文書の作成について説明するところ、訴訟に関する書類について、当審査会事務局職員をして諮問庁に更に確認させたところ、諮問庁は、おおむね次のとおり補足して説明する。

(ア) 訴訟に関する書類(適用除外に該当する書類)とは、一般的には、各告発に係る処理方針等が記載された「処理票」等の書類、所要の捜査を行った場合に同事件の捜査の過程で作成された捜査報告書や供述調書等の書類が訴訟に関する書類に該当すると考える。

(イ) 訴訟に関する書類に該当する文書について、法の適用除外であるという説明を行った場合、刑事事件に関する文書が存在するかのような印象を与えるおそれがあり、また、どのような文書が存在しているか否かを答えるだけで、処分庁における捜査の進捗状況等を推知し得るため、対象文書を区分することなく、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否したものである。

イ これを検討するに、上記ア掲記の訴訟に関する書類は、刑訴法53条の2第1項により、その保有の有無にかかわらず法の適用除外とされるべきものであるというべきである。

処分庁は、原処分において、本件対象文書については、当該文書の存否を答えるだけで、法5条4号の不開示情報を開示することとなるとして法8条の規定により不開示とする原処分を行っているところ、本件対象文書のうち訴訟に関する書類については、あえて原処分を取り消し、改めて法の規定は適用されないとする決定を行うまでの意味がないことから、本件対象文書のうち、訴訟に関する書類に係る文書については、結論において妥当である。

(2) 上記(1)で法の適用除外とされた文書以外の文書の存否応答拒否の妥当性について

ア 諮問庁の説明は、上記第3の3(2)のとおりである。

イ 審査請求人は、審査請求書(上記第2の2(1)イ)において、本件対象文書のうち、刑事事件の捜査等に関する文書の存否が明らかになっただけで、法5条4号に該当するとまではいえないと主張する。

これを検討するに、処分庁において、特定検察官の〇〇に係る刑事事件に関連して作成又は取得された文書について、その内容を不開示にするとしても、どのような文書が存在しているか否かを答えるだけで、処分庁における捜査の進捗状況や公判準備の進捗状況等を推知し得ることから、捜査の進捗状況等を察知した事件関係者等が逃亡や罪証隠滅等を行うおそれが生じ、さらには、特定検察官の当該行為については報道等で大々的に報じられていることも踏まえると、当該捜査の進捗状況等に興味を持つ第三者から、不当な干渉等を受けるおそれが生じることも考えられるため、犯罪の捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある旨の上記第3の3(2)の諮問庁の説明に、特段不自然、不合理な点は認められず、これを覆すに足りる事情も認められない。

そうすると、標記文書の存否を答えることは、処分庁における捜査や公判準備の進捗等の有無(以下「本件存否情報」という。)が開示されるのと同様の結果を生じさせるものと認められる。

ウ 審査請求人は、意見書（上記第2の2（2）。以下同じ。）において、不起訴処分となった事件に関連して作成又は取得した文書の不開示情報は、捜査中の事件に関連して作成又は取得した文書の不開示情報と比べて当然に狭くなるといえ、また、厚労省元局長無罪事件といった冤罪事件の場合、どのような捜査等が行われたかについて法務省HP又は検察庁HPで公表されているところ、それによって何らかの支障が生じているわけでもないから、現在でも公表され続けているところであり、そのため、本件対象文書のうち、刑事事件に関連して作成又は取得した文書一切の存否までが不開示情報であるとはいえないなどと主張する。

エ 上記ウの審査請求人の主張について、当審査会事務局職員をして更に諮問庁に確認させたところ、諮問庁は、次のとおり補足して説明する。

（ア）当該事件が既に終結済みの事件であったとしても、開示請求に対して、どのような文書が存在しているかを答えるだけで、当該事件についてどのような捜査等が行われていたかを推知させるおそれがあり、ひいては、捜査内容及びその手法を公にすることとなりかねないところ、そのようなことになると、例えば、同種の犯罪行為を企図している者等において、犯罪行為を潜在化、巧妙化させるなど捜査等に対する対抗措置を講じる機会を与えるおそれがあることなどから、捜査中の事件に関する情報と同様に不開示とすべき情報であるといえる。

（イ）審査請求人が意見書で主張する記者会見は、特定地方検察庁により行われているが、本件開示請求は処分庁に対して行われたものであり、特定地方検察庁で本件審査請求に係る事件に関して公表があったからといって、処分庁において本件審査請求に係る事件に関して捜査情報を保有しているか否かという情報は当然に開示すべき情報とはならず、上記主張は諮問庁の理由説明書（上記第3）記載の判断を左右するものではない。

（ウ）また、厚労省元局長無罪事件において、どのような捜査等が行われていたかについて、法務省又は検察庁のホームページで公表されていることから、本件対象文書の本件存否情報までが不開示情報に当たらない旨を主張するが、審査請求人が述べるホームページにおける事件の公表は、当該事件に係る文書を当然に開示するものではない上、同公表の事実が本件開示請求における上記各弊害の有無及び程度を左右するものではない。

オ 上記ウの審査請求人の主張についての上記エの諮問庁の説明に、特段不自然、不合理な点は認められず、これを否定すべき事情も認めら

れない。

そうすると、本件対象文書のうち、訴訟に関する書類を除く文書については、その存否を答えるだけで、本件存否情報が開示されるのと同様の結果を生じさせ、法5条4号に掲げる不開示情報を開示することとなるため、法8条の規定に基づき、その存否を明らかにしないで、開示請求を拒否すべきものと認められる。

(3) 本件存否応答拒否の妥当性について

以上によれば、処分庁は、原処分において、本件対象文書につき、訴訟に関する書類も含め、当該文書の存否を答えるだけで、法5条4号の不開示情報を開示することとなるとして法8条の規定により不開示とする原処分を行っているところ、訴訟に関する書類を除く文書については、その存否を答えるだけで、同号に掲げる不開示情報を開示することとなるため、法8条の規定に基づき、その存否を明らかにしないで、開示請求を拒否すべきものと認められ、妥当であるが、本件対象文書のうち、訴訟に関する書類については、法の適用除外とされるべきものであるが、あえて原処分を取り消し、改めて法の規定は適用されないとする決定を行うまでの意味がないことから、当該訴訟に関する書類に係る文書について不開示としたことは、結論において妥当である。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、請求文書1につき、これを保有していないとして不開示とし、本件対象文書につき、その存否を答えるだけで開示することとなる情報は法5条4号に該当するとして、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定については、請求文書1につき、これを保有していないとして不開示としたことは、最高検察庁において請求文書1に該当する文書を保有しているとは認められず、妥当であり、本件対象文書のうち、刑訴法53条の2第1項に規定する訴訟に関する書類に該当する文書を除く文書につき、その存否を答えるだけで開示することとなる情報は、同号に該当すると認められるので、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否したことは妥当であるが、本件対象文書のうち、同項に規定する訴訟に関する書類に該当する文書については、法の規定は適用されないため、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否したことは、結論において妥当であると判断した。

(第1部会)

委員 小泉博嗣, 委員 池田陽子, 委員 木村琢磨

## 別紙

### 1 本件請求文書

請求文書 1 東京高検管内では，特定検察官の検察官としての豊富な経験・知識等に基づく管内部下職員に対する指揮監督が不可欠であったにもかかわらず，特定検察官が辞職した結果，東京高検の業務の継続的遂行に生じる障害について最高検察庁が予想し，又は分析した文書

請求文書 2 特定検察官の〇〇に関して最高検察庁が作成し，又は取得した文書

### 2 請求文書 2 に該当するとして特定された文書

文書 1 起案用紙（特定年月日 B 起案）

文書 2 特定年月日 B 付け最高検総特定番号 A 「職員の職責について（内議）」

文書 3 特定年月日 B 付け法務省刑総特定番号 B 「週刊誌掲載記事に関する調査結果等について」

文書 4 特定年月日 B 付け法務省人服秘特定番号 C 「職員の職責について（回答）」

文書 5 特定年月日 B 付け訓告の通知

文書 6 特定年月日 C 付け「綱紀の厳正な保持について」

文書 7 特定検察官の〇〇に関して最高検察庁が作成し，又は取得した文書（刑事事件の捜査等に関する文書）（本件対象文書）